

令和 8 年 4 月
枚方市立第三中学校
校 長 森 隆裕

非常変災時における措置の変更について

薫風の候、保護者の皆様方には益々ご健勝のことと存じます。

さて、気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報等が発表された場合についての措置を変更することになりました。ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、台風接近等に関するお知らせは、今後、配付いたしませんので、ご家庭で掲示いただくなど保存をお願いいたします。

記

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、**第3校時**より授業を行います。

(10時40分までに登校。学校給食はあります。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、**第4校時**より授業を行います。

(11時40分までに登校。学校給食はあります。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

4 正午現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第5校時より授業を行います。

(13時15分までに登校。学校給食はありません。)

いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**。

5 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、すみやかに下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・道路状況により判断します。

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、気象情報及び避難情報により、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の解除時の上記の対応と異なる場合があります。

【対応が異なる場合の例】

各種警報が解除されたが、校区内に避難指示が発令されている箇所があり、通学路等の状況から臨時休業を継続する。(又は対象の地域の児童・生徒のみ登校を見合わせる。)

6 地震発生時における措置について

枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業となります。(詳細は裏面をご覧ください)

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。